

第 8 号

(3月18日)

令和8年 熊本県議会2月定例会会議録

第8号

令和8年3月18日(水曜日)

議事日程 第8号

令和8年3月18日(水曜日)午前10時開会

- 第1 各特別委員長報告 質疑
- 第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第3 閉会中の継続審査の件
- 第4 常任委員の改選
- 第5 議会運営委員の改選
- 第6 特別委員の所属変更及び選任の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各特別委員長報告 質疑
特別委員会の付託調査事件の変更の件
- 日程第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
知事提出議案の上程(第100号) 質疑 討論 議決
知事提出議案の上程(第101号) 質疑 討論 議決
知事提出議案の上程(第102号) 質疑 討論 議決
議員提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 議員派遣の件
- 議長辞職の件
- 議長選挙の件
- 副議長辞職の件
- 副議長選挙の件
- 日程第4 常任委員の改選
- 日程第5 議会運営委員の改選

特別委員辞任の件

常任委員辞任の件

- 日程第6 特別委員の所属変更及び選任の件
有明海自動車航送船組合議会議員の補欠選挙の件
指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件

出席議員氏名(46人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 蔦 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
高 島 和 男 君
松 村 秀 逸 君

岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西 聖一君
 山口 裕君
 渕上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川 收君

欠席議員氏名(1人)

西村尚武君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木村 敬君
 副知事 竹内信義君
 副知事 亀崎直隆君
 知事公室長 深川元樹君
 総務部長 千田真寿君
 企画振興部長 富永隼行君
 理 事 阪本清貴君
 理 事 府高隆君
 健康福祉部長 下山 薫さん

環境生活部長 清田克弘君
 商工労働部長 上田哲也君
 観光文化部長 脇 俊也君
 農林水産部長 中島 豪君
 理 事 間宮将大君
 土木部長 菰田武志君
 会計管理者 野中真治君
 企業局長 久原美樹子さん
 病院事業者
 管理職務代理者 鍛本亮太君
 教 育 長 越猪浩樹君
 警察本部長 佐藤昭一君
 人事委員会
 事務局局長 城内智昭君
 監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門
 事務局次長 鈴 和幸
 兼総務課長
 議事課長 下崎浩一
 議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 各特別委員長報告

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、各特別委員会に調査を付託中の事件について、各特別委員長から調査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各特別委員会における調査の経過並びに結果について、各特別委員長の報告を求めます。

まず、高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を求めます。

橋口海平君。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君 高速交通ネットワーク整備推進特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、高速交通体系に関する件及び熊本市圏交通に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年10月には、宮崎県宮崎市及び兵庫県神戸市において、空港アクセス鉄道や航空路線の振興の取組を調査するため、宮崎空港及び神戸空港を訪問し、空港における交通結節状況や空港施設の整備状況について、情報収集や意見交換を行ってまいりました。

また、岡山県岡山市の岡山国道事務所においては、渋滞対策等のために整備されている環状道路等の情報収集及び意見交換を行うとともに、現地調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、高速交通体系に関する件について、執行部から、高規格幹線道路の整備、航空路線の利用促進、阿蘇くまもと空港の運営の民間委託、空港アクセス改善の状況について説明がありました。

これに対して、委員から、中九州横断道路の合志インターチェンジまでのアクセス道路について、令和10年度完成目標を達成できるかとの質疑があり、執行部から、令和6年9月に都市計画事業認可を取得後、10月から用地交渉に着手し、令和10年度の完成に向けて精いっぱい取り組んでいるとの答弁がありました。

これに対して、委員から、令和10年度中というのは本当に高いハードルで、ものすごいスピード

だと思うが、やり遂げていくということで、ぜひ頑張ってもらいたいとの意見が出されました。

次に、委員から、熊本市圏3連絡道路について、地域と道路の課題に関する意見聴取はどういった方々を対象に実施したのか、どれぐらいのサンプルが集まったら、具体的にどうするのか、概略計画の決定はいつごろになるかとの質疑があり、執行部から、熊本市や周辺市町村の住民から無作為に抽出し、郵送などにより意見聴取を行っており、また、サンプル数は多ければ多いほどいいため、役場や企業にも直接赴き、意見を伺う予定である、いつまでに何をやるのかを申し上げる段階までは至っていないが、意見聴取の結果を踏まえて、できるだけ早くルート帯の案を示し、改めて意見を伺い、最終的なルートの絞り込みに取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これに対し、委員から、ぜひ目標を持って進めていただきたいとの要望が出されました。

また、委員から、国際線及び国内線の振興について、国際線は、ターゲットを持って路線の拡張をしながら誘客をしていけば、ハブ空港的な役割が生まれてくるので、まずは東南アジアの経済や観光都市とアクセスしていくことが大事だと思うが、戦略を持っているのか、また、国内線もまだ伸びると思うが、戦略を持っているのかとの質疑があり、執行部から、日本経済に貢献できるようなハブ空港を目指していく、国際情勢や東アジア、東南アジアの経済情勢も見極めながら、中長距離路線も展開できるように、情報収集やコンタクトを取っていき、国内線も、プロモーションなどをしっかりとやっていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、熊本空港の機能について、空港利用者が400万人を超えそうで、全国のベストテン、九州では、福岡、那覇、鹿児島に次ぐ4番

目になり、これからも伸びていくと思われる中、空港の整備はスピードも意識してやっていこうとしているのかとの質疑があり、執行部から、空港会社で、国際線について同じ時間帯での2便受入れ体制を2025年度末に3便まで拡大する努力をしており、引き続き、空港会社への働きかけやコミュニケーションを取りながら、利用者の方に不満を抱かれないように取組を進めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、空港アクセス鉄道の610億円の工事費負担について、これまで、JR九州が既存路線で生じる増益分から3分の1を上限に負担し、残りは県と国からの支援を期待しているとのことであったが、仮に3分の1の国庫補助が得られなかったときにはどうするのかとの質疑があり、執行部から、JR九州との協議や事業費の精査が進む中で、空港アクセス鉄道が事業として非常に優れたものであることが整ってきたので、国の財政支援を最大限求めつつ、民間企業の力をお借りする、市町村としっかり協議していく、そして、県も最大限努力して財源を確保し、空港アクセス鉄道の事業を進めていく覚悟で取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、空港ライナーについて、委員から、有料化する空港ライナーの運賃200円の根拠が分からない、200円から始まり、変化していくのか、空港アクセス鉄道の肥後大津—空港間の運賃が幾らかが前提だと思うが、どう考えているのかとの質疑があり、執行部から、利用者アンケートを実施したところ、有料化しても利用すると回答した方は約6割で、さらに、妥当な金額として200円との回答が最も多かったこと、また、現時点でのアクセス鉄道の試算運賃の460円や空港から肥後大津駅までのバス運賃の400円と比較すると低廉だが、まずは有料化による利用状況の変化を見なが

ら、運賃の見直しを引き続き検討してまいりたいとの答弁がありました。

これに対して、委員から、200円というのは妥当な金額だと思うが、アクセス鉄道開業時に、倍以上になりましたというのは不合理なので、そこはしっかり考えていただきたいとの意見が出されました。

そして、熊本都市圏交通に関する件では、執行部から、熊本都市圏交通施策の主な取組について説明がありました。

これについて、委員から、都市交通マスタープランについて、都市圏の渋滞の解消には、熊本市の役割は極めて大きいと考えているので、熊本市議会並びに熊本市がどのように県と協働しながら渋滞解消やマスタープランの計画を進めていくのか、委員会で見えるようにできないのかとの質疑があり、執行部から、熊本市との連携は不可欠であり、様々なレベルで連携を強化している、県議会において、熊本市の取組も含めて、県の渋滞対策がどのようなになっているのか、情報の連携と発信を工夫していきたいとの答弁がありました。

これに対して、委員から、県、市の連携は極めて重要であるが、なかなか見えない部分もあるので、この委員会の中で発信していただきたい、これからも連携を深めながら、都市圏の渋滞解消に努めていただきたいとの意見が出されました。

また、委員から、交通渋滞の解消について、新交通管理システム、UTMS整備の中で、交通情報提供システム、AMISを平成12年から運用してきて蓄積したデータがあると思うが、これをAIで解析して、信号の制御に役立てられないのかとの質疑があり、執行部から、データは蓄積されており、活用しているが、AIでの解析検討には至っていないので、検討を進めていきたいとの答弁がありました。

これに対して、委員から、経験を踏まえた信号制御ができる人に代わって行くのがAIと思うので、積極的にやっていただければありがたい、いかに変わったとか、よくなったかという情報発信は大事と思うので、ぜひ頑張ってくださいとの意見が出されました。

以上が本年度審議された主な内容であります。本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査をする必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、海の再生及び環境対策特別委員長の報告を求めます。

楠本千秋君。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 海の再生及び環境対策特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件並びに再生可能エネルギー導入促進に関する件について、本年度におきまして委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年10月には、岩手県宮古市及び宮城県石巻市において、三陸沿岸における高水温化による海洋環境の変化や陸上養殖の研究施設におけるギンザケ等の養殖技術開発の状況について、また、岩手県釜石市においては、脱炭素社会実現のための企

業と地元住民が一体となった取組について、さらに、宮城県仙台市においては、太陽光パネルのリサイクル処理の状況について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議内容を要約して御報告申し上げます。

まず、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水質資源の回復等による漁業の振興に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対して、委員から、赤潮対策として行った珪藻類の海洋放出試験の効果はいかがかとの質疑があり、執行部から、珪藻類放出後には、有害赤潮プランクトンと競合する珪藻類等が多く確認され、調査期間中は警報基準以上の有害赤潮プランクトンは増殖しなかった、現在、確認された珪藻類が試験で放出したものから増加したかを解析中であり、来年度も引き続き試験を行いたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、赤潮被害の軽減に向けた駆除材や底質改良剤の散布など、漁業者自らが行う取組は非常によい活動であり、しっかり支援していく必要があるとの意見がありました。

次に、委員から、有明海と八代海の海水温はその程度上昇しているのかとの質疑があり、執行部から、県水産研究センターの調査結果では、過去50年間で、有明海では0.6度、八代海では0.8度上昇しているとの答弁がありました。

次に、委員から、福岡県や佐賀県のノリの生産不良を考えると、陸上でのノリ養殖も考える時期ではないかとの質疑があり、執行部から、水温など海況が変化してきていることも踏まえ、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、八代海湾奥部の土砂堆積シミュレーションについて、地元市町の反応や今後の

対応についての質疑があり、執行部から、地元市町にも説明し、内水被害に対して浅海化が大きな影響を与えないという結果は御理解いただいたが、今後の方向性については、来年度検討していくとの答弁がありました。

次に、委員から、海の再生に必要な陸域からの砂の供給について、河川上流部の砂の採取場所や必要な量は分かっているのかとの質疑があり、執行部から、緑川ダムにたままっている砂礫を緑川河口に設置して経過を見ており、量はモニタリングの中で検討している、また、土砂動態シミュレーションモデルを構築し、よりよい方法を検討していくとの答弁がありました。

次に、2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対して、委員から、初等、中等教育時における啓発で、異常気象等は地球温暖化が原因であることを理解させるため、どのような題材を活用して進めていくのかとの質疑があり、執行部から、小中学校段階での啓発では、世界規模の気候変動をいかに身近に感じてもらえるかが肝要であり、熊本の小中学生にとって身近な話題を提供しながら、環境問題に関心を持ってもらえるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、県の施設の空調施設等について、基本的に全て電気式へ変えていくのか、化石燃料も併用するのかとの質疑があり、執行部から、停電時における電気供給機能の維持など、リスク管理の問題もあるため、電気式と化石燃料のバランスを取りながら進める必要があると答弁がありました。

次に、再生可能エネルギー導入促進に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対して、委員から、県庁舎への再生エネルギー由来の電力の取り入れについて、どのような検討状況であるかとの質疑があり、執行部から、県庁舎での使用電力については、再生可能エネルギーの割合を高めていく必要があると認識しており、必要な量の確保や調達コストの上昇などの課題もあるが、コスト面では、できる限りまとめて一括契約を行うことにより縮減を図っている、なお、県の総合庁舎や県環境センターでは、再生可能エネルギーを導入しているとの答弁がありました。

次に、委員から、メガソーラー問題で、環境破壊等の弊害があることから、全国各地でいろいろな意見が出ているが、本県でもそのような意見は寄せられているのかとの質疑があり、執行部から、本県でも、阿蘇外輪山周辺の太陽光発電施設について、県民からいろいろな意見が寄せられているが、今後、景観等に配慮した取組を進めることで御理解いただいているとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査をする必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。海の再生及び環境対策特別委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 最後に、地域活力創生特別委員長の報告を求めます。

内野幸喜君。

[内野幸喜君登壇]

○内野幸喜君 地域活力創生特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における

調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、新たな地方創生に関する件及びTSMC進出に係る県内波及効果に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、福岡県北九州市において、半導体の人材育成、確保、販路の開拓や企業間交流の促進のほか、IT企業の誘致及び集積に向けた取組、また、京都府伊根町においては、重要伝統的建造物群の保存について、さらに、兵庫県豊岡市においては、インバウンド戦略や若い世代の移住が進んでいる先進的な移住、定住の取組等について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、新たな地方創生に関する件であります。

各定例会を通して「くまもと新時代共創総合戦略」における施策の4つの柱に関する主要な取組について審議を進めました。

柱1の「こどもたちが笑顔で育つ熊本」関係では、子供、若者関連や教育関連の取組について、柱2の「世界に開かれた活力あふれる熊本」関係では、食のみやこ熊本県や観光、文化芸術関連の取組、公民連携によるスポーツ施設整備の検討状況、DX推進などについて、柱3の「いつまでも続く豊かな熊本」関係では、人口の社会増減状況や移住、定住推進の取組、市町村の行政体制の確保支援などについて、柱4の「県民の命、健康、安全、安心を守る」関係では、令和2年7月豪雨からの創造的復興や災害に強い熊本づくり、健康で長寿な社会の実現のための取組について、執行部から説明がありました。

これに対して、委員から、教育に関して、高校無償化の中、高校教育課と私学振興課は、具体的な協議を行っているのかとの質疑があり、執行部

から、例年、募集定員については協議会を開催して協議をしているが、今後は、さらに一步踏み込んで、今後の協議会の在り方や熊本の子供たちを育てていくための連携方法について議論をしていきたいとの申入れをしているとの答弁がありました。

次に、委員から、公民連携によるスポーツ施設整備検討に関して、県としての方向性の表明後、県民や競技団体などの反応はどうか、また、今後の検討の進め方について、新たな組織をつくるなどの対応を考えているのかと質疑があり、執行部から、県内の反応としては、概ね好意的に受け止められている印象であり、デベロッパーや設備関係企業からは、話を聞かせてほしいという要望も受けている、今後の進め方としては、直ちに整備手法や施設規模、機能の精査を進めていくこととしており、民間事業者へのサウンディング調査なども踏まえ、まずは庁内で検討や議論をしていくことを考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、市町村の行政体制の確保支援に関して、共同採用方式を進めるに当たって、モデル地域による先行実施にとどまらず、よい取組であれば、県内全域で一斉に進める意向はないのかとの質疑があり、執行部から、有効な取組であれば横展開していきたいと思っているが、共同採用方式は、受験者に人気の団体が独り勝ちしてしまう可能性といった課題もあるため、制度設計の検討を丁寧に進めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、令和2年7月豪雨からの創造的復興に関して、県では様々な事業に取り組んでいるが、まちづくりは、少しずつ積み上げながら、長期的に取り組むことが必要であり、県からの支援が引き続き欠かせないと思うが、今後、県全体としてどのように復興に取り組んでいくの

かとの質疑があり、執行部から、ソフト事業を含むまちづくりには、一定の時間が必要と認識している、現在、復興局を中心に様々な事業を展開しており、地域や市町村と力を合わせ、取組を加速していきたいとの答弁がありました。

次に、TSMC進出に係る県内波及効果に関する件であります。

各定例会を通して、執行部から、TSMC進出に伴う対応状況、企業誘致等の状況、半導体関連を含む人材育成、確保、台湾からの誘客、交流の推進について説明があり、審議を行いました。

これに対し、委員から、企業の立地状況に関して、令和3年度から5年度は企業進出が増加し、令和6年度は件数が少し減少したとのことだが、今後の企業進出の傾向を尋ねたいとの質疑があり、執行部から、企業立地件数が減少した理由は、半導体市場が足踏み状態であったことや建設物価高騰の影響による投資の後ろ倒しだと聞いている、加えて、リモートワークの普及により、オフィス系企業の地方進出の動きが鈍化したことなども要因となっている、今後の企業進出については、半導体関連産業の集積が引き続き見込まれることから、高水準の状況が維持するものと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、県南振興に関して、庁内横断的な組織等の有無、また、企業立地の数だけではなく、県南波及効果の内部指標等があれば教えてほしいとの質疑があり、執行部から、県南地域の企業誘致に当たっては、これまでも振興局や市町村と連携しながら取組を進めており、本庁の関係部局をどう巻き込んでいくかはこれから考えていきたい、また、具体的な指標については、県南に特化した具体的な数値はないが、県南立地協定の件数、投資額、雇用予定者数を高める指標を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、有業率が低い年代の女性が就労するきっかけとなる場を創出することにより、県内企業の人手不足の解消につなげる具体策を教えてくださいとの質疑があり、執行部から、県内4か所で、女性、特に育休中の方や子育てで一度離職された方を対象とした、気軽な雰囲気の中で就業の相談ができる場を10月から11月にかけて設置した、就業を希望する女性を求めている企業にも参加していただき、PRも含めてマッチングを行ったとの答弁がありました。

次に、委員から、小中学校への半導体認知度向上事業について、出前講座の回数を教えてほしいとの質疑があり、令和7年度は、阿蘇、八代、天草のそれぞれの地域から小学校と中学校を1校ずつ選定し実施する、その他、半導体認知度向上動画の二次元コードが記載されたアドカードを配布し、動画で視聴していただいております、昨年の開始以来、再生回数は2万回を超えている、このような小中学生への取組を今後もしっかりと進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、台湾からの誘客を含むインバウンドに関して、誘客の取組は強化されていると思うが、パンデミックや想定外のことが起きた際の対策やリスク分散について、どのようなことを行っているのかとの質疑があり、東アジアを重点市場と位置づけながらも、様々な情報発信、プロモーション活動により、1つの国、地域に過度に依存することのないよう対策を進めているとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査をする必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。地域活力創生特別委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 以上で各特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 質疑なしと認めます。

特別委員会の付託調査事件の変更の件

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

この際、特別委員会の付託調査事件の変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、特別委員会の付託調査事件の変更の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

特別委員会の付託調査事件の変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

海の再生及び環境対策特別委員会の付託調査事件のうち、2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件を、2050年県内温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組に関する件に変更したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第2 各常任委員長報告

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、去る9日の会議において審査を付託いたしました議案第46号から第99号までについて、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案及び条例等関係7議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の令和8年度当初予算は、熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨災害からの復旧、復興やくまもと新時代共創基本方針に基づくこどもまんなか熊本の実現に向けた施策等の推進に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,449億7,700万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

病院局の令和8年度当初予算は、こころの医療センターの管理運営や設備の更新に要する経費等で、予算総額は、収益的収支、資本的収支合わせて21億900万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について外6議案であります。

次に、議案の審査の過程において論議されまし

た主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、人口減少に伴い、僻地では、医療、介護の資源が減少してきている中で、具体的にどのような形で僻地の医療、介護の体制を維持していくのかとの質疑があり、執行部から、医療については、熊本大学の地域枠等を活用した医師派遣に加え、巡回診療車を用いたオンライン診療が導入されている事例があり、デジタル技術を活用したオンライン診療で補完した取組を進めることが必要だと考えている、また、在宅介護については、中山間地域における訪問介護事業所のサテライト設置に向けた支援を進めていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、僻地の医療、介護については、デジタル化の推進はもとより、地域住民の安心につながる対面での支援も不可欠であることから、地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関が連携して取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、民生委員、児童委員については、全国的に担い手が見つからない状況にあると思うが、本県における充足率等はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、定数約2,800人に対し、充足率は95%から96%程度で、全国的にも高いほうであるものの、担い手の確保が課題と認識しており、活動費の引上げなども国に要望しているとの答弁がありました。

次に、委員から、ライフデザイン推進事業とは、具体的にどのような事業なのか、また、対象についてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、若者世代に自分の人生を主体的に考えてもらうため、ゲーミフィケーションの考え方を取り入れ、他者と対話しながら、ライフプランについて深く考える機会を提供したいと考えている、対象としては、教育委員会とも相談の

上、まずは高校生や大学生等を想定しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、若者に自ら積極的にライフデザインを考える機会を学校現場などで提供することはとても重要である、教育委員会と連携して、しっかり事業を推進してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係9議案及び条例等関係4議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の令和8年度当初予算は、地下水の保全や公式確認70年を迎える水俣病への対応をはじめとするくまもと新時代共創総合戦略に沿った取組に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて161億5,600万円余であります。

商工労働部の令和8年度当初予算は、地域の関係機関等が連携した人材確保、育成や半導体によ

る地域産業の創出のための産学官連携の支援をはじめとするくまもと新時代共創総合戦略に沿った取組に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて706億5,900万円余であります。

観光文化部の令和8年度当初予算は、今年夏に開催する熊本デスティネーションキャンペーンや官民共創による新アリーナ、新野球場の整備推進をはじめとするくまもと新時代共創総合戦略に沿った取組に要する経費等で、予算総額は、61億2,200万円であります。

企業局の令和8年度当初予算は、電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の運営や有明工業用水道の未利用水を半導体関連企業へ供給する新規工業用水道事業に要する経費等で、3事業会計の支出予算総額は、収益的収支、資本的収支合わせて70億6,300万円余であります。

労働委員会の令和8年度当初予算は、委員報酬、労使紛争の審査、あっせん等に要する経費等で、予算総額は、1億2,500万円余であります。

あわせまして、各部局等関係の債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、中小企業等復旧・復興支援事業に係るグループ補助金について、今月末に益城町の県道熊本高森線の4車線化事業が完了するが、その影響で補助金の交付ができなかったのかとの質疑があり、執行部から、土地区画整理事業がまだ続いている関係もあり、全ての交付ができなかった、来年度は2件の交付申請を想定しており、引き続き、事業者に寄り添ってしっかり対応してまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、“絆”特区の家事支援外国人受入事業について、どれぐらいニーズがあるのか調査をしているのかとの質疑があり、執行部から、特定のニーズ調査は行っていないが、ほかの調査や関係企業への聞き取り等により、ニーズがあると考えている、また、このサービスを利用することで、子育て世代の仕事と育児の両立を期待する声もあるとの答弁がありました。

さらに、委員から、経済的な理由から、家事代行サービスは利用しにくいといった声もあるので、引き続きニーズを把握し、適宜見直しを行ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本スポーツ応援基金について、基金の目的や用途について、具体的に教えてほしい、また、基金の原資については、ふるさと納税等の寄附金とのことだが、県内企業から寄附を呼び込む方策については何か考えているのかとの質疑があり、執行部から、用途については、新アリーナや新野球場の整備といったハード面のほか、国際スポーツイベントやプロスポーツの振興など、ソフト面においても中長期的に寄附を活用したいと考えている、また、県内企業に対しても、額の多寡にかかわらず、広く寄附を呼びかけ、応援していただく気持ちを形にしていけるよう、あらゆる場面でしっかりと協力を求めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、新野球場の整備に係る移転候補地の提案募集については、市町村に限定するのか、また、新野球場は県営か、それとも移転先の市町村営になるのかとの質疑があり、執行部から、対象は市町村に限定するが、市町村が民間企業と連携して提案することを妨げるものではない、また、県営であることは間違いがないが、提案の内容により、市町村の関わり方を判断していきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、現在の藤崎台県営野球場の今後の取扱いについては、最終的な姿をイメージしながら、熊本市と協議を進めてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成または多数賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長（高野洋介君） 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

河津修司君。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案及び条例等関係1議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出されました農林水産部の令和8年度当初予算は、令和7年8月及び令和2年7月の豪雨災害や熊本地震からの創造的復興に加え、くまもと新時代共創基本方針に沿った稼げる農林畜水産業の実現に向け、食のみやこ熊本県の創造に必要な事業の推進に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて828億1,200万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県豊かな森林の保全に関する条例の制定についてであります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、地球温暖化対策については、新たな技術や品種の開発が重要と認識しているが、県の試験研究等への取組について、どのような状況かとの質疑があり、執行部から、熊本型みどりの食料システム戦略推進事業で、農業研究センターによる試験研究や各地域での現地実証、普及に取り組んでいる、また、部内横断の取組として、農業団体とプロジェクトチームをつくり、高温対策技術を取りまとめ、県のホームページで公表しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、農業研究センターを中心とした地球温暖化対策への取組の成果をもっと県民や農家にしっかりとPRしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、あか牛生産における新たな表示の仕組みは、どのような表示方法で、誰が管理し、流通のどの段階から分かるのかとの質疑があり、執行部から、あか牛の新たな表示の仕組みは、飼育期間と肉質をマトリックス化した図で表示し、管理者は公益法人を想定している、また、出荷団体から提供されるあか牛のデータを取りまとめて公表するイメージで、個体識別番号をホームページで検索すれば、流通のどの段階でもあか牛の肉質を確認できる仕組みであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の新表示の取組により、あか牛生産者のこだわりや消費者の嗜好をしっかりと捉えることで、生産者の所得向上につながるよう、ぜひ頑張してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本県豊かな森林の保全に関する条例に関連して、森林所有者の名義変更が行われていないケースへの対応はどのようにしているのかとの質疑があり、執行部から、森林所有者が変更された場合、平成24年度から市町村への届出が必要となった、また、森林経営管理制度により、所有者の経営管理の意向を調査の上、市町村が経営管理を行っていく仕組みを進めているとの答弁がありました。

次に、委員から、有機農業の生産拡大など、現在の取組状況についてはいかがかとの質疑があり、執行部から、令和4年時点の有機農業面積は1,240ヘクタールで、このうち最もレベルの高い有機JAS圃場面積は721ヘクタールで全国3位であり、しっかりと有機農業に取り組んでいる、有機農業者は各地域に点在しているため、情報収集が難しく、新規参入へのハードルが高いなどの課題がある、栽培技術の相談窓口を設置し、一元的に対応するなど、今後とも国と連携しながら取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 建設常任委員会に付託されました

案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係5議案及び条例等関係1議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の令和8年度当初予算は、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興に加え、令和7年8月豪雨からの復旧、復興のほか、幹線道路ネットワークの整備等による災害に強い県土づくりや熊本の将来の発展を見据えた社会基盤整備、建設産業における人材の確保、育成に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,235億7,700万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、建設産業では、人材確保に大変苦勞されているようだが、県ではどのような取組を行っているのかとの質疑があり、執行部から、建設産業の人材確保には、建設業界に就職をしたい、働き続けたいと思ってもらえるような職場環境の整備が必要不可欠と考えており、県では、週休2日施行工事やICTを活用した工事など、働き方改革につながる取組を行っている、今後とも、建設業界の意見を丁寧に聴きながら、さらに推進してまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、災害時における初動対応など、建設産業の人材はとても重要である、引き続き、人材の確保、育成にしっかりと取り組んでほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、土木技術職員の確保に当たっても、民間企業等経験者の採用枠をもっと広

げるなど、知恵を出し合い、あらゆる手だてを模索しながら、しっかり頑張っしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、令和8年度の土木部の予算額は、令和7年度からの繰越し予算を合わせると大きな金額となるが、計画的な予算の執行及び事業の推進を図るため、建設コンサルタントなどの民間活力を積極的に活用してはどうかとの質疑があり、執行部から、民間活力の活用については、関係団体の協力も得ながら、発注者支援として監督業務などを委託している、引き続き、民間のノウハウを活用できるところは活用しながら、事業の推進に邁進してまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、住宅の耐震化については、令和6年度から補助制度を拡充した促進事業の効果もあり、耐震診断及び改修ともに件数が着実に伸びているとのことだが、さらなる推進のためには、県の取組をもっとアピールする必要があるのではないかと質疑があり、執行部から、現在熊本県建築物耐震改修促進計画の見直しを行っているところであり、県の施策が県民や市町村にしっかり伝わり、十分に活用していただけるように取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案及び条例等関係7議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の令和8年度当初予算は、くまもと新時代共創基本方針及びくまもと新時代教育大綱の基本理念や基本的方向性等を踏まえた取組に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,460億6,000万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

警察本部の令和8年度当初予算は、くまもと新時代共創基本方針を踏まえ、喫緊の治安課題への対応に必要な事業への重点的取組に要する経費等で、予算総額は、463億1,100万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6議案であります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、DXやAI、SNS等の影響でいじめが複雑化しているのではないかと心配している、今後の対策についてどう考えているのかとの質疑があり、執行部から、SNSを介したいじめが増加傾向にあるため、文部科学省が作成した動画の視聴研修と保護者に対する啓発を行うよ

う、全ての学校へ通知文を発出した、SNSを介したいじめは今後も広がる可能性があるため、啓発活動及び情報モラル教育を継続していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、学校のトップである校長から、いじめは卑劣な行為であると言いつけることが大事ではないかとの質疑があり、執行部から、いじめの未然防止のため、6月を心の絆を深める月間とし、県立学校全ての校長が、全校生徒に対して、いじめ防止に向けた講話を行うようにしている、また、SNS等を通して、見えない形でのいじめが進行する状況があるため、タブレット端末を活用して、心の健康チェックを行うこととしているとの答弁がありました。

次に、委員から、グローバルコンピテンシー育成事業については、今回の台湾視察が契機となり、台湾へ教職員を派遣することにつながったと思うが、今後の展開として、児童生徒を派遣対象にする予定はないのかとの質疑があり、執行部から、まずは教職員を継続的に派遣し、国際対応能力を高めることで、児童生徒の異文化理解や交流の促進を図ってきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、薬物使用の低年齢化が報道されているが、県内においてはどのような状況かとの質疑があり、執行部から、少年の薬物乱用に関しては、令和7年には、覚せい剤取締法違反で6名、前年比プラス4名、麻薬取締法違反で17名、前年比プラス16名を検挙したとの答弁がありました。

関連して、委員から、いわゆる危険ドラッグや脱法ドラッグは取締りの対象になっているのかとの質疑があり、執行部から、危険ドラッグや脱法ドラッグなどの取締りは難しいが、内偵捜査の上、必要があれば取り締まっていきたい、あわせて、教育当局とも協力しながら、青少年教育を進

めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、電話で「お金」詐欺の被害件数と被害額、被害の特徴など、現状はどのようになっているかとの質疑があり、執行部から、昨年1年間で219件発生、前年比プラス106件、被害額は約11億円、前年比プラス約6億5,000万円、特徴としては、被害者は、高齢者だけではなく、20代から30代の若い世代も約27%を占め、手口としては、オレオレ詐欺が約58%と最も多く、警察官を語るケースが増えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、県警察の特殊詐欺対策の新マスコットキャラクター、ワルモンは、子供たちに大変人気である、ワルモンのグッズを活用するなどして、電話で「お金」詐欺の被害防止のための普及啓発にしっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

中村亮彦君。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案及び条例等関係13議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和8年度一般会計当初予算は、優先して取り組むべき災害からの復旧、復興とくまもと新時代共創基本方針に基づく人材の育成、確保、次世代の育成及び共生社会の実現の取組等を中心に編成されたものであります。

この結果、一般会計当初予算は、前年度と比べ、905億3,900万円余、率にして10.7%増の過去最大となる9,353億3,500万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について外12議案であります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、東日本大震災から15年、熊本地震から10年の節目の年だが、今後の取組方針についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、熊本地震による犠牲者を追悼するため、これまで県単独で開催してきた追悼式について、今年は県と全市町村の共催で開催するほか、全国会議の開催等を通じ、これまでの復旧、復興の取組を全国に発信する、また、県民一人一人の防災意識の向上や自主防災組織を通じた共助の取組にも力を入れていく、さらに、九州広域防災拠点構想など、本県の防災力だけでなく、九州ひいては全国の防災力の向上に寄与するため、九州各県と連携した訓練や消防庁への配備等にも取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、熊本地震を知らない県職員は何割ぐらいいるのかとの質疑があり、執行部か

ら、熊本地震後に入庁した職員が3分の1程度となっている、災害対応のノウハウが確実に引き継がれるよう、職員の研修等にもこれまで以上に取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、地域公共交通確保維持改善事業における本県の補助航路に対する支援は、1航路当たり500万円を上限として、半島航路については、国庫補助を除く残りの3分の1を県、3分の2を地元自治体が負担しているが、長崎県や鹿児島県では、国庫補助を除く残り全てを県が負担している、とりわけ、富岡一茂木航路については上限の500万円に達していることから、負担スキームを見直す必要があるのではないか、あわせて、県際間の航路については、航路対策協議会の事務局を地元市町村に置くのではなく、県が担うべきではないかとの質疑があり、執行部から、長崎、鹿児島両県は、多くの離島航路を抱えていることもあり、そのような対応を取っていると認識しているが、今後の対応については、地元自治体とも協議の上、しっかり検討してまいりたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は1人10分以内でありますので、さよう御承知願います。

幸村香代子君。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 皆様、おはようございます。立憲民主連合会派の幸村香代子でございます。

議案第46号、令和8年度熊本県一般会計予算について、会派を代表して反対の立場で討論を行います。

私たち会派は、令和8年度一般会計予算の全てに反対するものではございません。今回予算に含まれている国直轄事業負担金のうち、川辺川ダム建設に向けての16億3,800万余の支出に反対するものです。

2020年7月、球磨川流域に甚大な被害をもたらした豪雨災害から5年半が経過いたしました。2009年に一度中止されたはずの川辺川ダム計画が、2020年の豪雨災害後、僅か4か月後、当時の蒲島県知事は、国に対して、同じ場所に流水型ダムの建設を要請し、国は、2035年度の本体完成を目指し、手続を強行しております。

これまで、県議会においても質問を重ねてまいりました。法的な手続の問題、建設予定地の地盤の問題、民意の反映の問題、清流の定義、犠牲者がなぜ出たのかという問題、ダム建設が環境や経済に与える問題、公聴会の問題、費用対効果の問題などです。全て県民、住民の皆さんの声です。しかし、いずれも納得のいく回答は得られませんでした。県は、ダム建設を前提としていますから、受け入れ難い指摘であったのだと思います。

今議会、会派の岩田県議が代表質問で、費用便益費、つまり、費用対効果について取り上げました。国は、流水型ダムの費用便益費を、旧川辺川ダム計画で実施済みの事業費を除いた残存のみで2.4と算出していますが、旧計画を含む全体事業費で計算すると0.4となります。

国は、2.4という数字が事業見直しの目安1を上回るとして、ダム事業の継続の裏づけとしています。総事業費は4,900億円、残存事業費は2,560億円に上ります。長期にわたる公共事業の性質から、全体事業費で算出するのが本質であると思います。この問題は、国会でも議論となっております。

このダム建設費用には、熊本県の負担も含まれます。直轄事業負担金から地方交付税などを引くと、実質的負担は647億円になると試算されています。

県財政の厳しさは、議員各位も御存じのとおりです。経常的経費に加え、スポーツ施設の整備、空港アクセス鉄道、サイエンスパーク計画など大型事業が計画され、一方では、高止まりが続く物価高騰、労働力人口の減少、社会保障費の増加などはとどまるところが見えず、最近の中東情勢を見ても、資源のほとんどを輸入に頼る危うさが県民の暮らしを直撃しています。

知事は、各部局に支出の見直しを指示され、令和8年度、約10億円の効果があったと報告がありました。厳しくなる財政の見通しの中で、県民の暮らしに本当に必要なものは何なのか、検討を深化させる必要がありますし、その中にこの647億円も含まれると思っています。

知事は、治水はダムだけではなく、総合的なダムを含む緑の流域治水だと言われます。しかし、気象危機と言われる現在、ダムによる治水効果も限定的であり、多方面へのリスクのほうが大きい

のではないのでしょうか。

治水については、堤防のかさ上げ、宅地のかさ上げ、遊水地の確保、河川の掘削、山の整備、避難経路の確保や訓練などの対策を優先させるべきだと思いますし、そのような声が多方面から出されています。

2020年からこれまで、公共事業に求められる環境保全の優先性、政策決定から実施決定に至る各段階での情報公開の徹底、民主性、透明性、合理性、公正性の確保の全てが、この川辺川ダム計画において欠落をしていると言わざるを得ません。

国土交通省は、2027年度本体着工を計画しています。このままダム建設に向けて進むことは問題があると考え、私たち立憲民主連合は、川辺川ダム事業負担金が含まれた令和8年度一般会計予算案に反対であると申し上げ、討論といたします。

○議長(高野洋介君) 高井千歳さん。

[高井千歳さん登壇]

○高井千歳さん 参政党の高井千歳です。

議案第46号、令和8年度熊本県一般会計当初予算案、そして、議案第94号、第七次熊本県環境基本計画について、反対の立場から討論を行います。

最初に申し上げますが、私も、令和8年度熊本県一般会計予算案、そして、第七次熊本県環境基本計画全てに反対するものではありません。一般会計当初予算については、外国人家事支援事業を含む外国人材との共生推進本部における取組に懸念を抱いており、それに関わる予算について反対の立場です。

本県は、現在、人口減少、少子高齢化、そして社会構造の大きな転換期にあります。こうした中においては、限られた財源をどこに投入するのか、県民の理解と納得を得ながら、将来を見据えた政策判断がこれまで以上に求められています。

しかしながら、今回の当初予算案には、将来にわたる影響の検証が十分とは言い難い施策が含まれていると考えます。

まず、外国人家事支援事業について申し上げます。

本事業は、子育て世帯への支援を目的とされていますが、県内の子育て世帯に対する十分なニーズ調査は行われておりません。家事支援サービスがどれほど県民ニーズに基づいているのか、検証が不十分なまま制度を導入することには疑問が残ります。また、利用できる世帯が限定される可能性もあり、支援の公平性という観点からも、慎重な検討が必要です。

次に、外国人材との共生推進本部における取組について申し上げます。

人手不足への対応として、外国人材の受入れが必要な分野もあることは十分承知をしております。しかしながら、今後の社会を見据えたとき、単に労働力として外国人材の受入れを進めるだけでは不十分だと考えます。

やはり、今後の産業構造の変化を見据えたシミュレーション、外国人労働者を今のペースで受け入れ続けた場合の社会的コスト、行政の責任の在り方、これらを十分に考慮する必要があると考えます。

まず最初に、産業構造の変化についてです。

現在、AIやロボット化など、技術革新が急速に進み、産業構造は大きく変化しつつあります。また、人口減少により、将来的には、労働力だけではなく、消費需要そのものも縮小していく可能性があります。こうした産業構造の変化や社会構造の変化も踏まえた中長期的なシミュレーションを本県としてまず行うべきだと考えます。

さらに、外国人材の受入れが拡大した場合、日本人との雇用のバッティングが生じる可能性につ

いても十分に考慮すべきです。

次に、外国人労働者を今のペースで受け入れ続けた場合の社会的コストと行政の責任についてです。

過去の事例に目を向けると、2008年のリーマン・ショック時には、自動車産業などで働いていた日系ブラジル人労働者が、景気悪化により、雇止めや解雇となり、住居や生活基盤を失う事態が生じました。その結果、生活支援など、最終的な社会的コストは行政が負担することとなりました。

外国人労働力の受入れは、景気がいいときだけでなく、景気後退時のリスクまで含めて受入れを計画する必要があると考えます。

県は、外国人材の受入れについては、主体は企業であり、県は、混乱が生じないように調整を行う立場であると説明をされています。しかしながら、現実はその単純ではなく、一度受け入れた外国の方々には、御家族も含め、行政が最後まで責任を負うこととなります。

地域社会の中で生活が始まれば、雇用が失われたときに対応を求められるのは、教育、医療、福祉などを担う行政です。つまり、入口は企業であっても、出口の責任は行政が担うこととなります。

諸外国を見渡せば、教育や社会保障などに係る社会的コスト、文化的摩擦、治安の悪化などを受けて、大きく政策転換を行ったり、受入れ国側が費用を支払って自主帰国を促す国も出てきています。

もし、将来的なシミュレーションを行わないまま受入れが続いてしまい、社会コストの増大が起これば、その政策のツケを払うのは、子や孫の世代です。将来に禍根を残さないためにも、しっかりと熊本県としてシミュレーションを行い、計画

を立てて、受け入れていくべきだと考えます。

高市政権は、2028年度末までの外国人の受入れ上限を123万人と閣議決定しましたが、これは、あくまでも特定技能と育成就労のみの上限です。つまり、技人国ビザ、経営管理ビザ、永住ビザ、留学ビザ、帯同家族などは123万人には含まれておらず、現政権は、外国人労働者の受入れに上限をかけたわけではありません。

我が国は、古来より多くの渡来人や文化を受け入れ、日本人や日本文化と統合や融合を繰り返し、世界でも固有の文化を築いてまいりました。しかし、急激な外国人材の受入れは歴史上初めてのことであり、現在、我が国の在留外国人の年次増加率は、G7で突出して1位、世界最速級のペースで進んでいます。

我が党は、国による外国人労働者受入れの総量規制を行うべきと主張しておりますが、本県においても、将来を見据えた、計画性を持った受入れが必要だと考えます。

次に、第七次環境基本計画の策定に対し、現時点では賛同することができず、反対の立場から討論を行います。

本計画に関しては、これまで、再生可能エネルギー政策について、多角的かつ科学的な検証を行うこと、また、目標設定の妥当性について、慎重に見直すことを要望してまいりました。

しかしながら、その点が十分に反映されたとは言えない状況にあります。

まず、脱炭素政策の前提について、地球温暖化の要因は、CO₂のみに限られるものではなく、自然変動の影響を指摘する科学的見解も存在し、昨今では、アメリカをはじめとする諸外国で、脱炭素政策そのものを見直す動きも見られます。

また、日本のCO₂排出量は世界全体の約3%にすぎず、本県が努力を重ねたとしても、気温上

昇の抑制効果は極めて限定的であるとの試算もあります。したがって、多額の財政負担を伴う政策を進める以上、その効果や目的について、より明確な説明が必要ではないでしょうか。

次に、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う課題についてです。

特に、森林開発を伴う太陽光発電や風力発電は、土砂災害のリスク、自然破壊、生態系への影響など、地域に深刻な影響を及ぼす可能性が否めません。また、将来的には、大量のパネル廃棄も避けて通れません。

また、本計画で掲げられている2030年度再エネ比率50%という目標については、その実現可能性に大きな疑問があります。国全体でも大きな目標を掲げておりますが、本県においても同様の水準を掲げることが、果たして持続可能な選択と言えるのか、慎重な検討が求められます。

エネルギー政策は、本来、安定性、安全性、経済性、環境適合性のバランスを取るべきものですが、ベースロード電源となり得ない再生可能エネルギーを妄信し、特定の電源に依存することは、将来に禍根を残しかねません。先人たちが守り続けてきた熊本の豊かな森林と自然環境を次世代へ確実に引き継ぐことこそが、私たちの責務であります。

以上の理由から、本計画については、再エネ政策の検証と目標設定の見直しが不十分であると言わざるを得ず、現段階での策定には反対することを表明し、私の討論を終わらせていただきます。

○議長(高野洋介君) 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議案第47号から第93号まで及び第95号から第99号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第47号外51件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第94号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告は、原案可決であります。経済環境常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第94号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第46号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(高野洋介君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり可決いたしました。

〔委員会審査報告書は付録に掲載〕

日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

まず、各特別委員会の閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議席に配付の特別委員会付託調査事件変更一覧

表の変更後の欄に記載の付託調査事件を閉会中の継続審査事件といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔特別委員会付託調査事件変更一覧表及び継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案の上册(第100号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

去る9日の会議において提出されました知事提出議案第100号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第100号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第100号を議題といたします。

第100号 監査委員の選任について

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第100号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第100号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

知事提出議案の上册(第101号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第101号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第101号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第101号を議題といたします。

第101号 監査委員の選任について

○議長(高野洋介君) この際、議案第101号は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますの

で、しばらく前田憲秀君の退場を求めます。

〔前田憲秀君退場〕

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第101号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第101号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

前田憲秀君の入場を求めます。

〔前田憲秀君入場〕

知事提出議案の上程(第102号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第102号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第102号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第102号を議題といたします。

第102号 監査委員の選任について

○議長(高野洋介君) この際、議案第102号は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく楠本千秋君の退場を求めます。

〔楠本千秋君退場〕

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第102号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第102号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

楠本千秋君の入場を求めます。

〔楠本千秋君入場〕

議員提出議案の上程(第1号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号を議題といたします。

議員提出議案第1号

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月18日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆 夫
西 聖 一
城 下 広 作

熊本県議会議長 高野 洋 介 様

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最重要課題であり、その解決のためには、一層の世論喚起が不可欠である。特に、若い世代に、拉致問題は過去の出来事ではなく現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要である。

拉致問題担当大臣と文部科学大臣は、令和8年2月に「北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する若年者向けの取組促進等について(依頼)」を发出し、学校等においてこれまで以上に拉致問題に関する映像作品等を活用するよう依頼してい

る。

学校等でのアニメ「めぐみ」、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ〜必ず取り戻す!愛する家族へ〜」、拉致問題解説動画「あの日、僕は拉致問題を知った」、電子漫画「母が拉致された時僕はまだ一歳だった」、子ども向けパンフレット「たいせつな人を取り戻すために」等の活用や「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」への参加等を通じて、拉致問題に対する理解を促進していくべきである。

北朝鮮に拉致された日本人を救う熊本県議会議員の会においては、これまで救う会熊本や県とともに街頭署名活動や全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会への参加など拉致被害者救出のための運動に取り組んできたところであるが、日本人拉致問題は継続的な啓発を図り、広く国民が認識して共有すべき問題である。

また、熊本県教育委員会においては、平成22年にアニメ「めぐみ」を活用した学習指導資料を作成し、各学校で取り組んできたところであるが、引き続き、新たに作成された拉致問題解説動画等の映像作品等もさらに活用して、拉致問題に対する理解を深めるべきである。

よって、熊本県議会は、教育現場等における広報資料の積極的な活用により、若い世代を含む県民一人一人の北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を力強く推進し、さらなる取組の充実を図る決意をここに表明する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

熊 本 県 議 会

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議員提出議案第1号については、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して、会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

議員派遣の件

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和8年3月18日

次のとおり議員を派遣する。

1 海外行政視察調査(フランス、スペイン)

- (1) 派遣目的 世界的に美食の街として知られる都市を有するフランス共和国及びスペイン王国を訪問し、昨年7月に策定されたビジョンに基づく「食のみやこ熊本県」創造に向けた施策の検討に資するため、食を中心とした地域づくりの事例の視察調査やスペイン王国の都市でのMOU締結の可能性を含めた調査を行う。
- (2) 派遣場所 フランス共和国、
スペイン王国
- (3) 派遣期間 令和8年5月5日(火)から
5月11日(月)まで
- (4) 派遣議員 橋口海平、藤川隆夫、
池田和貴、溝口幸治、
南部隼平

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議席に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしま

した。

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後0時59分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長辞職の件

○副議長(緒方勇二君) 次に、お諮りいたします。

議長高野洋介君から議長の辞職願が提出されましたので、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(緒方勇二君) 御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく高野洋介君の退場を求めます。

〔高野洋介君退場〕

○副議長(緒方勇二君) ただいまから、議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長(波村多門君)

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により議長の職を辞任したいのでお聞き届けの上お許しくださるようお願いいたします

令和8年3月18日

熊本県議会議長 高野洋介

熊本県議会副議長 殿

○副議長(緒方勇二君) お諮りいたします。

高野洋介君の議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○副議長(緒方勇二君) 起立または挙手多数と認めます。よって、高野洋介君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

高野洋介君の入場を求めます。

〔高野洋介君入場〕

○副議長(緒方勇二君) この際、前議長高野洋介君から退任の御挨拶があります。

高野洋介君。

〔高野洋介君登壇〕

○高野洋介君 私の辞職願を御承認賜り、誠にありがとうございました。

退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の3月19日、第94代議長に就任してちょうど1年、本日まで職務を全うすることができましたのは、ひとえに、緒方副議長、先輩議員、同僚議員の皆様、議会事務局の皆様、そして、木村知事並びに執行部の皆様方の御協力のおかげであり、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

今年、熊本地震から10年、水俣病公式確認から70年という県政にとって重要な節目が重なる年であり、これらの教訓や歴史をしっかりと次の世代に伝えていく必要があります。

また、令和2年7月豪雨からの創造的復興と緑の流域治水の取組、そして、令和7年8月豪雨災害からの復旧、復興を着実に進めていくこと、さらには、物価高騰対策や半導体関連産業のさらな

る集積への対応をはじめ、交通渋滞の解消や地下水保全の推進、空港アクセス鉄道の整備や地方創生の取組など、県政にとって重要課題は山積しております。

これらを解決、達成するためには、議会と知事並びに執行部がしっかりとその役割と責任を果たしていくことが必要であり、政策を提言し、行政を監視する議会機能の充実強化に一層努め、県民の負託と信頼に応えていかなければならないと思っております。

この1年を振り返りますと、県有スポーツ施設や空港アクセス鉄道の整備など、今後の熊本の発展に重要な役割を果たす複数の大規模プロジェクトについて、知事並びに執行部と議論を重ねたことをはじめ、コロナ禍以降では初めて秋の園遊会にお招きを賜るなど、この上ない議長冥利に尽きる思いでありました。

今後は、一議員として、さらなる県勢発展のため、全力で職務を遂行してまいりますので、従前に変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。(拍手)

議長選挙の件

○副議長(緒方勇二君) 次に、お諮りいたします。

ただいまの議長の辞職に伴い、議長の職が欠員となりましたので、この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(緒方勇二君) 御異議なしと認めます。よって、議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行うことに決定いたしました。

これより議長の選挙を行います。

ただいまから議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長(緒方勇二君) ただいまの出席議員数は46人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に高島和男君、岩田智子君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長(緒方勇二君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(緒方勇二君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長(緒方勇二君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(緒方勇二君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(緒方勇二君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人の立会いを願います。

〔開票〕

○副議長(緒方勇二君) これより選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長(波村多門君)

選挙結果報告

投票総数 46票
有効投票 46票
無効投票 0票

有効投票中

内野幸喜君 42票
西聖一君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は11.50票であります。

○副議長(緒方勇二君) ただいまの報告のとおり
内野幸喜君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長(緒方勇二君) ただいま議長に当選され
ました内野幸喜君が議長におられますので、本席
から会議規則第32条第2項の規定による告知をい
たします。内野幸喜君、御承諾願います。

議長選挙投票者の氏名

| | |
|--------|--------|
| 星野愛斗君 | 高井千歳さん |
| 住永栄一郎君 | 亀田英雄君 |
| 幸村香代子君 | 杉嶋ミカさん |
| 立山大二朗君 | 斎藤陽子さん |
| 本田雄三君 | 岩田智子君 |
| 堤泰之君 | 南部隼平君 |
| 前田敬介君 | 坂梨剛昭君 |
| 荒川知章君 | 城戸淳君 |
| 池永幸生君 | 竹崎和虎君 |
| 吉田孝平君 | 中村亮彦君 |
| 増永慎一郎君 | 前田憲秀君 |
| 高島和男君 | 松村秀逸君 |
| 岩本浩治君 | 西山宗孝君 |
| 河津修司君 | 楠本千秋君 |
| 橋口海平君 | 高木健次君 |

| | |
|-------|-------|
| 高野洋介君 | 内野幸喜君 |
| 岩中伸司君 | 城下広作君 |
| 西聖一君 | 山口裕君 |
| 淵上陽一君 | 坂田孝志君 |
| 溝口幸治君 | 池田和貴君 |
| 吉永和世君 | 松田三郎君 |
| 藤川隆夫君 | 岩下栄一君 |
| 前川收君 | 緒方勇二君 |

○副議長(緒方勇二君) ただいまから議長の御挨拶
があります。

内野幸喜君。

[内野幸喜君登壇]

○内野幸喜君 議長就任に当たり、一言御挨拶申
し上げます。

ただいま、議員各位多数の御推挙により、第95
代議長に選任いただきました。議長という重責を
担いますことは、誠に身に余る光栄であり、その
責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、県民の皆様
の負託に応えることができますよう、誠実に議会運
営に当たる所存でございます。議員各位並びに木
村知事をはじめ執行部各位におかれましては、一
層の御協力と御鞭撻を賜りますようお願いいたし
ます。

最後に、円滑な議会運営に努めてこられました
高野前議長の御功績と御労苦に深甚なる敬意と謝
意を表して、簡単ではございますが、就任の挨拶
といたします。

皆様、どうぞよろしく願いいたします。(拍
手)

[副議長退席、議長着席]

副議長辞職の件

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

副議長緒方勇二君から副議長の辞職願が提出されましたので、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

副議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく緒方勇二君の退場を求めます。

〔緒方勇二君退場〕

○議長(内野幸喜君) ただいまから、副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長(波村多門君)

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により副議長の職を辞任したいのでお聞き届けの上お許しくださるようお願いいたします

令和8年3月18日

熊本県議会副議長 緒 方 勇 二

熊本県議会議長 殿

○議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

緒方勇二君の副議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(内野幸喜君) 起立または挙手多数と認めます。よって、緒方勇二君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

緒方勇二君の入場を求めます。

〔緒方勇二君入場〕

○議長(内野幸喜君) この際、前副議長緒方勇二

君から退任の御挨拶があります。

緒方勇二君。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 副議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、副議長の職を辞任することにつきまして御承認をいただき、ありがとうございます。

昨年3月に第103代副議長に就任して以来、高野前議長の補佐役として議会運営に携わる機会を得ましたことは、私にとりまして大変貴重な経験となりました。これも、議員各位の御支援並びに執行部の皆様の御協力のおかげであり、深く感謝を申し上げます。

今後も、木村県政が基本方針として掲げる「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」という目標の実現に向け、執行部とともに精いっぱい努力してまいります。

皆様方には変わらぬ御指導を賜りますようお願い申し上げます。退任の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。(拍手)

副議長選挙の件

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

ただいまの副議長の辞職に伴い、副議長の職が欠員となりましたので、この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行うことに決定いたしました。

これより副議長の選挙を行います。

ただいまから議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長(内野幸喜君) ただいまの出席議員数は46人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に高島和男君、岩田智子君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長(内野幸喜君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長(内野幸喜君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから点呼を命じます。

[氏名点呼]

[各員投票]

○議長(内野幸喜君) 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人の立会いを願います。

[開票]

○議長(内野幸喜君) これより選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長(波村多門君)

選挙結果報告

投票総数 46票

有効投票 46票

無効投票 0票

有効投票中

橋口海平君 39票

岩田智子君 4票

城下広作君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は11.50票であります。

○議長(内野幸喜君) ただいまの報告のとおり橋口海平君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長(内野幸喜君) ただいま副議長に当選されました橋口海平君が議長にいられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。橋口海平君、御承諾願います。

副議長選挙投票者の氏名

| | |
|--------|--------|
| 星野愛斗君 | 高井千歳さん |
| 住永栄一郎君 | 亀田英雄君 |
| 幸村香代子君 | 杉嶋ミカさん |
| 立山大二朗君 | 斎藤陽子さん |
| 本田雄三君 | 岩田智子君 |
| 堤泰之君 | 南部隼平君 |
| 前田敬介君 | 坂梨剛昭君 |
| 荒川知章君 | 城戸淳君 |
| 池永幸生君 | 竹崎和虎君 |
| 吉田孝平君 | 中村亮彦君 |
| 増永慎一郎君 | 前田憲秀君 |
| 高島和男君 | 松村秀逸君 |
| 岩本浩治君 | 西山宗孝君 |
| 河津修司君 | 楠本千秋君 |
| 橋口海平君 | 緒方勇二君 |
| 高木健次君 | 高野洋介君 |
| 岩中伸司君 | 城下広作君 |
| 西聖一君 | 山口裕君 |
| 淵上陽一君 | 坂田孝志君 |
| 溝口幸治君 | 池田和貴君 |

吉 永 和 世 君 松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君 岩 下 栄 一 君
前 川 收 君 内 野 幸 喜 君

○議長(内野幸喜君) ただいまから副議長の御挨拶があります。

橋口海平君。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君 副議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

ただいまの副議長選挙におきまして、議員各位多数の御推挙により、第104代副議長に御選任いただきました。身に余る光栄であり、心から御礼申し上げます。

もとより微力ではありますが、内野議長の補佐役として、しっかりとスクラムを組み、県民の皆様への負託に応えることができるよう、誠心誠意その責務を全うする所存であります。

議員各位並びに木村知事をはじめ執行部各位におかれましては、一層の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、円滑な議会運営に努めてこられました高野前議長、緒方前副議長の御功績に対し、心からの敬意と感謝を表しまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶といたします。

何とぞよろしく願いいたします。(拍手)

日程第4 常任委員の改選

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第4、常任委員の改選を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、常任委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

日程第5 議会運営委員の改選

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第5、議会運営委員の改選を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

特別委員辞任の件

○副議長(橋口海平君) 次に、お諮りいたします。

内野幸喜君から地域活力創生特別委員を辞任したい旨の申出がっておりますので、この際、委員会条例第10条の2の規定により、特別委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(橋口海平君) 御異議なしと認めます。よって、特別委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

特別委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

内野幸喜君の地域活力創生特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(橋口海平君) 御異議なしと認めます。よって、内野幸喜君の地域活力創生特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

常任委員辞任の件

○副議長(橋口海平君) 次に、お諮りいたします。

内野幸喜君から、委員会条例第9条の規定により、総務常任委員を辞任したい旨の申出があつておりますので、この際、常任委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(橋口海平君) 御異議なしと認めます。よって、常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

常任委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

内野幸喜君の総務常任委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(橋口海平君) 御異議なしと認めます。よって、内野幸喜君の総務常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔副議長退席、議長着席〕

日程第6 特別委員の所属変更及び選任の件

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第6、特別委員の所属変更及び選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

各特別委員の所属変更及び選任については、委員会条例第5条第1項及び第3項の規定により、議席に配付の特別委員所属変更及び選任一覧表のとおり、それぞれ所属変更及び選任をいたしたい

と思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員は、議席に配付の特別委員所属変更及び選任一覧表のとおり決定いたしました。

〔特別委員所属変更及び選任一覧表は付録に掲載〕

有明海自動車航送船組合議会議員の補欠選挙の件

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

有明海自動車航送船組合議会議員に欠員が1人生じましたので、この際、有明海自動車航送船組合議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、有明海自動車航送船組合議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

有明海自動車航送船組合議会議員の補欠選挙の件を議題といたします。

これより、同組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

同組合議会議員に吉永和世君を指名し、当選人

とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました吉永和世君が当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました吉永和世君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。吉永和世君、御承諾願います。

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

議会選出の指定都市都道府県調整会議の構成員の辞職に伴い、地方自治法第252条の21の2第3項第6号の規定に基づき、同会議の構成員1人の選出について、知事から依頼がっておりますので、この際、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を議題といたします。

これより、同会議の構成員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

同会議の構成員に内野幸喜を指名し、当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました内野幸喜が当選人と決定いたしました。

○議長(内野幸喜君) この際、常任委員、特別委員及び議会運営委員の改選等に伴い、各委員会の委員長及び副委員長互選のため、しばらく休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後2時13分開議

○議長(内野幸喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、議席に配付の各委員会構成一覧表のとおりであります。

〔各委員会構成一覧表は付録に掲載〕

○議長(内野幸喜君) 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和8年2月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午後2時13分閉会

○議長(内野幸喜君) 本議会の閉会に当たり、議長として一言御挨拶を申し上げます。

本日をもちまして、2月定例会も滞りなく無事に全日程を終了することができました。これもひとえに、高野前議長、緒方前副議長の円滑な議会運営はもとより、議員各位並びに木村知事をはじめとする執行部の皆様の御理解と御協力のたまも

のであり、橋口副議長ともども心から感謝申し上げます。

本定例会では、令和8年度当初予算をはじめ、本県独自の地域活性化対策として、物価高騰の影響を受けるトラック運送事業者等への支援や食のみやこ熊本県の創造に向けた県内外への情報発信、販路拡大等の取組など、国の経済対策に対応した令和7年度補正予算、各種条例案件など、多数の議案が議決されました。

まずは、知事が県政の優先事項として掲げる災害からの復旧、復興とくまもと新時代共創基本方針に基づく取組を着実に力強く進めていかなければなりません。

また、今年、熊本地震から10年という節目を迎えます。この10年の復旧、復興の歩みをしっかりと振り返り、防災、減災への備えなどの教訓を次世代に継承し、防災先進県くまもとの確立を進めていくことが重要であります。

そして、水俣病公式確認から70年という節目も迎えます。この節目を契機とし、地域のさらなる再生、融和を図るとともに、情報発信の強化により、水俣病に対する理解を促進し、その歴史と教訓を次世代へと伝えていかなければならないと考えます。

加えて、半導体関連産業の集積に伴う波及効果を県全体へと広げることにより、交通渋滞の解消や地下水保全の推進をはじめ、空港アクセス鉄道などの重要課題についても、引き続き取り組んでいく必要があります。

執行部におかれましては、本会議や各委員会での議論を踏まえて、しっかりと関係施策を推し進め、期待される成果を上げられるよう切望するものであります。

今回の当初予算は、人件費や物価高騰、公債費の増などが見込まれ、厳しい収支見通しである

中、その上でも優先して取り組むべきものとして、災害からの復旧、復興、くまもと新時代共創基本方針に基づく取組等を中心とした予算となりました。

木村知事就任3年目となる来年度は、知事がこれまで種をまき、育ててきた様々な政策が花開き、たくさんの実をつける重要な1年になります。県議会としましても、熊本がさらなる発展を遂げることができるよう、執行部とともに、様々な課題に精いっぱい取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、さらなる県勢発展のため、より一層の御尽力と御協力を心からお願い申し上げます。

そして、今年度をもって退職される職員の皆様におかれましては、長年にわたる県勢発展への御尽力に対し、この場をお借りしまして深く敬意を表します。今後は、それぞれの立場で、本県発展のためにお力添えを賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、議員各位並びに執行部の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

午後2時18分

